

# 旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金

## 除雪機械と排雪ダンプの運転手資格取得をサポート！

除雪機械オペレータの大型特殊自動車免許, または  
排雪ダンプ運転手の大型自動車免許を取得するための費用として

旭川市キャラクター  
ゆっきりん



大型特殊自動車免許 大型自動車免許

運転免許取得者1人当たり

6

10

万円を上限に交付！！

対象となる運転免許

除雪の  
担い手育成

大型特殊  
自動車  
免許

大型自動  
車免許

旭川市シンボルキャラクター

あまっぴ



対象者(補助事業者)

①, ②のいずれかに該当する方で③, ④のいずれかに該当する方

① 補助金の交付を申請しようとする年度(以下「申請年度」という。)における旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格を有する方

② ①以外の方にあつては, 市税の滞納がない方

③ 申請年度又は申請年度の前年度に除雪関係業務を受託した方(共同企業体の場合は, その代表者又は構成員)

④ 申請年度又は申請年度の前年度に③の方と契約を締結することにより除雪関係業務の一部を受託した方  
(大型自動車免許の取得を支援する事業について補助金の交付を受けようとする場合においては, 除雪関係業務のうち排雪業務を受託した者に限る。)

※その他の詳細な要件は, 要綱等を確認してください。

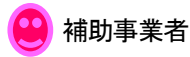
対象となる経費

①, ②のいずれかの費用

① 補助事業者が支払う自動車教習所が行う教習(以下「教習」という。)に要する費用

② 補助事業者が教習に要する費用として運転免許取得者に支給する費用

# 《補助金の基本的な流れ》



【注意】 次の場合、補助金の返還を求めることがあります。

- ① 申請年度の前年度に除雪関係業務を受託したことで補助申請している方が、申請年度における除雪関係業務に係るいずれの入札にも参加しなかったとき。
- ② 当該補助金の補助対象であった運転免許取得者が、運転免許取得後1年以内に離職したとき。

市税に関する証明書が必要な方は、総合庁舎2階税務部税制課諸税係又は各支所の窓口で発行しています。

申請窓口及び問合せ先

旭川市土木部雪対策課（旭川市役所第三庁舎2階） ☎0166-25-6225

補助金についての URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d066834.html>